金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)に係る意見

<意見1 - 1 >

提出者名	全国銀行協会	
題目	. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上	
	【意見の内容】	
	(1) 清算集中の対象及び清算機関制度	
) 項目	取引規模の大きいデリバティブ取引の清算集中	
	清算集中の義務が課される対象業者	
)御意見の詳細	清算集中の義務が課される対象業者 清算機関利用義務化について → 清算機関の利用拡大はシステミック・リスク削減等に一定の効果があるが、広く市場参加者に対し、店頭デリバティブ取引全般について、一律に清算集中を義務化すべきではない。 → 仮に、義務化する場合においては、義務化の範囲を、システミック・リスクが懸念される主要業者・取引に限定することが必要。取引総量の少ない業者等は対象から外すなどの措置検討が必要と考える。 → 律義務化ではなく、自己資本上の取扱優遇など、リスクウェイト算出上のインセンティブ付けなどを考慮すれば、清算機関の利用促進に繋がり、その結果、市場の効率性維持とシステミック・リスク削減に繋がると考える。 → なお、義務化規制・監督の具体的な方法のあり方(市場参加者のコスト負担、事務負担、費用対効果)によっては、本邦から参加者が減少しかねないので、本邦市場の空洞化回避の観点にも留意すべき。また、他国の清算集中に関する規制動向も踏まえたうえで検討頂きたい。 国内清算機関と、海外清算機関のリンクについて → 真に利便性の高い海外とのリンク型清算機関が日本国内で実現されるのであれば、本邦金融機関としては望ましいと考える。ただし、銀行が取扱う金利スワップ取引については、外資系金融機関は既に海外清算機関を利用しており、その実態を踏まえればリンク型清算機関でなければ、その国内清算機関の実用性は乏しい。 → 国内清算機関の準備状況等によっては、国内金融機関の清算機関利用の遅れや取引コスト増を伴うリスク(注)がある点を考慮すれば、	
	「まずリンクありき」ではなく、「選択肢の一つ」として考えるべきである。	
	(注)米国規制は 2010 年 Q4 にも適用開始となる見込みであり、それ	
	までにリンク型清算機関が日本国内に設立できない場合、米国拠点	
	が行う取引等も含め日本の金融機関が利用できる清算機関が存在し	
	ない事態ともなりかねない。	

	海外清算機関の直接参入について ◇ 海外清算機関の国内への直接参入に関しては、「選択肢の一つ」として許容すべきである。 ◇ 業界標準である海外清算機関に直接参加ができない場合は、国内金融機関の取引コスト増にもつながり、国内金融機関の国際競争力を著しく弱めることになりかねない。 ◇ 邦銀の海外支店と欧米金融機関との取引等、国内清算機関では対応できない場合も想定され、海外清算機関への国内金融機関の直接参加も含め認められるべきである。
)理由(必要性・ 妥当性)	
) その他参考と なる事項	

<意見1-2>

提出者名	全国銀行協会		
題目	. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上		
【意見の内容】			
	(1) 清算集中の対象及び清算機関制度		
) 項目	我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引の国		
	内清算機関への集中		
	我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引の国内清		
	算機関への集中について		
	◇ 国内清算機関の利用義務化の対象は、地域属性により日本で清算		
	すべきか否かがポイントであると考える。		
	◇ 例えば、国内清算機関への集中を検討すべき取引として CDS の		
	Index 取引など、各国の倒産法制などに影響を受ける(及ぼす)CDS		
	取引が考えられる。		
	◆ しかし、我が国 CDS 取引市場が欧米市場と比較しまだ小規模であ		
	り、国内清算機関集中義務化に伴うコスト負担や CDS 市場の流動性		
	低下も懸念されることから、現時点では国内清算機関ありきではな		
	<u>〈、海外清算機関の参加も排除すべきではない</u> と考える。		
、/四本日本学/四	`*************************************		
)御意見の詳細 	清算機関とCDSのクレジット・イベント認定の問題について		
	◆ 「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)の概要 」の 2 頁目に「最終的な判断を行い、スワップの清算を行うのは、国内清算		
	横関である必要」とあるが、CDS におけるクレジットイベントの認定に		
	おける最終的な判断は、ISDA において担われている。		
	◆ CDS 取引は、ISDA 策定の Credit Derivatives Definitions に基づい		
	て行われており、クレジットイベント認定や清算価格を決定するオー		
	クションに関しても ISDA Determinations Committee(DC)が行うこと		
	が、既にグローバルスタンダードとなっている。		
	◇ 従って、 国内 CCP は、クレジットイベントの認定やオークションに関		
	する権能は必要ない。 今後も、CCP は、ISDA の DC が決定した清		
	_		
)理由(必要性・			
妥当性)			
,			
)その他参考と			
なる事項			

<意見1-3>

- 一				
提出者名	全国銀行協会			
題目	. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上			
	【意見の内容】			
7.12日	(1) 清算集中の対象及び清算機関制度			
) 項目	清算集中に伴う(国内に設立された)清算機関の基盤強化			
)御意見の詳細	清算機関の財務基盤などの規制の必要性について			
)理由(必要性・ 妥当性)				
) その他参考と なる事項				

<意見2>

- ABA-70-2 -	- 応元と /			
提出者名	全国銀行協会			
題目	. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上			
	【意見の内容】			
) 項目	(2)取引情報の保存・報告			
)御意見の詳細	 ◇ 取引情報蓄積機関(TR)は、その利用を義務化するのではなく当局報告の一形態として利用するべきと考える。 ◇ 現在のTRの利用状況(注)や業者自身が財務処理やリスク管理のために整備しているデータがあることを踏まえれば、TR 経由でなく、当該データを業者が直接当局に報告することでよいと考える。 (注)現状、TRには、電子処理に馴染む比較的プレインな商品の情報しか登録されず、また、バックローディングを行わない限りTRが一般化する前の過去データの記録もない。則ち、マーケット全体の統合的な情報を与えうるものではない。 ◇ TR 利用を義務化した場合は、効率性の観点から、国内、国外複数のTRへの重複登録義務を回避すべく、規制当局間の調整をお願いしたい。また、本邦内でも当局間の調整により、既存報告との重複は回避頂きたい。 ◇ 顧客取引に関する守秘義務の観点からは、重要情報が悪意で利用されたりすることのないよう、対顧取引等を対象から外すなどの配慮を頂きたい。保存された取引に関しては、守秘義務の徹底、本人の同意なくして特定の関係者に個別取引情報が開示されないよう配慮頂きたい。 			
)理由(必要性・ 妥当性)				
) その他参考と なる事項				

<意見3>

提出者名	全国銀行協会	
題目	. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化	
【意見の内容】		
) 項目	(1)国債取引の決済リスク削減に向けた取組	
)御意見の詳細	 	
)理由(必要性・ 妥当性)		
) その他参考と なる事項		

<意見4>

提出者名	全国銀行協会		
題目	. 証券会社の連結規制・監督等		
【意見の内容】			
) 項目	(1) 連結規制・監督の対象及び内容		
)御意見の詳細	 ◆ 金融危機への反省やグローバルな規制見直しの議論等を勘案すると、大規模かつ複雑な業務を行う証券会社グループに対して、連結の自己資本規制を導入することは、複雑なリスクを適切に評価し、健全性を確保する観点から必要な措置と考える(骨子案のとおり)。 ◆ 一方で、銀行を含め他業法等で適正に連結規制・監督を受けているグループ等では、重複する規制・監督を排除する仕組みが必要と考える(骨子案のとおり)。 		
)理由(必要性・			
妥当性)			
) その他参考と			
なる事項			

<意見5>

- ADA 7 D				
提出者名	全国銀行協会			
題目	. 投資家保護・取引の公正の確保			
	【意見の内容】			
) 項目	1.地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し			
)御意見の詳細	 ⇒ 地方公共団体の規模や当該団体が有する金融知識等によって、特定投資家としての扱いを希望するケース、一般投資家の扱いを希望するケースの両者が存在することを踏まえることが重要。金融商品取引法のコンセプトである、規制の柔軟化に逆行しないよう留意が必要である。 ⇒ 地方公共団体を「特定投資家へ移行可能な一般投資家」に分類することとした場合、特定投資家としての取扱いの継続を希望する地方公共団体は、いったん一般投資家になってから改めて特定投資家に移行する必要が生じる。 → そのため、特定投資家としての取扱いを希望した地方公共団体が、新制度施行時点で特定投資家としてスタートできるようにするなど、本件手続きが円滑に進むような措置をお願いしたい。 			
)理由(必要性・ 妥当性)				
) その他参考と なる事項				

<意見6>

		ての国際的な競争力の強化、多様で質の高いサービスの提供につ
		ながらない結果となる。
	\$	今般の不招請勧誘に関する議論には、顧客視点に欠ける勧誘が行
		われることによるトラブルの防止という目的があると思われる。そうした
		問題の未然防止は、むしろ、顧客のニーズをヒアリングする前に、顧
		客の個々の事情、デリバティブの提案可否を含む顧客の取組方針
		や各種制約等を丁寧にヒアリングし、そのうえで具体的な提案を行う
		プロセスを確立することで、達成できるものと考える。
	\$	発掘したニーズを十分にお客様に説明し、メリットやリスクについても
		十分ご理解頂いた上で契約を行い、その後も取引を管理・フォロー
		するというプロセスによって健全な取引を行うことが重要であって、不
		招請勧誘を禁止すれば過去に生じたようなトラブルを回避できるもの
		ではないと考える。
	\$	銀行界としては、個別商品毎の特性や顧客層等に応じたきめ細かい
		対応を行い、これまで以上に「顧客利便性向上及び金融サービスの
		発展」と「お客様への適切な勧誘」の両面が確保されるよう最大限の
		努力をして参る所存である。
)理由(必要性・		
妥当性)		
) その他参考と		
なる事項		